

茨城県過疎地域持続的発展方針

(令和 3 年度～令和 7 年度)

令和 3 年 7 月 策 定

令和 4 年 6 月 変 更

茨 城 県

茨城県過疎地域持続的発展方針

I 過疎地域の現状と問題点	1
1 過疎地域の現状	1
(1) 地域の概況	1
① 県北山間地域及び城里町の過疎地域	2
② 潮来市及び行方市の過疎地域	2
③ 稲敷市、河内町及び利根町の過疎地域	2
④ かすみがうら市の過疎地域	2
⑤ 桜川市の過疎地域	3
(2) 人口の動向	3
① 県北山間地域及び城里町の過疎地域	3
② 潮来市及び行方市の過疎地域	4
③ 稲敷市、河内町及び利根町の過疎地域	4
④ かすみがうら市の過疎地域	4
⑤ 桜川市の過疎地域	5
(3) 財政力の状況	5
2 地域を取り巻く状況	5
(1) 災害の影響	5
(2) 社会経済情勢の変化	6
(3) 周辺地域の変化	6
(4) 地域内の動向	6
① 県北山間地域及び城里町の過疎地域	6
② 潮来市及び行方市の過疎地域	7
③ 稲敷市、河内町及び利根町の過疎地域	7
④ かすみがうら市の過疎地域	8
⑤ 桜川市の過疎地域	8
3 過疎地域の課題	8
(1) 産業の振興と雇用の確保	8
(2) 観光・レクリエーションの振興	9
(3) 生活環境の整備	9
(4) 地域文化の振興	9
(5) 交通基盤等の整備	9
(6) 地域住民等との連携・協働	9
II 過疎地域の持続的発展に向けた取組	9
1 広域的な経済社会生活圏の整備計画等との関連	9
2 過疎地域持続的発展の基本的方向	9
3 過疎地域持続的発展の具体的取組	10
(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
① 方針	10
② 移住・定住・地域間交流の促進	11
③ 人材育成	11
(2) 産業の振興	11
① 方針	11
② 農林水産業の振興	12
ア 農業及び畜産業の振興	12
イ 林業・水産業の振興	13
③ 地場産業の振興	14
④ 商業の振興	14
⑤ 情報通信産業の振興	14
⑥ 観光・レクリエーションの振興	14
⑦ 企業の誘致対策	14
⑧ 起業等の促進	15
(3) 地域における情報化	15
① 方針	15
② 携帯電話不感地域の解消及び通信の高度化	15
③ 行政手続の電子化	15
④ 「IBARAKI FREE Wi-Fi」の整備促進	15
(4) 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	15
① 方針	16
② 国・県道及び市町道の整備	16
ア 国・県道の整備	16
イ 市町道の整備	17
③ 農道及び林道の整備	17
④ 交通確保対策	17
(5) 生活環境の整備	17
① 方針	17

② 簡易水道、下水処理施設等の整備	18
③ 廃棄物処理施設の整備	18
④ 消防・救急施設の整備等	18
⑤ 自然災害対策	18
(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	18
① 方針	18
② 子育て環境の確保を図るための対策	19
③ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	19
(7) 医療の確保	19
① 方針	19
② 無医地区対策	20
③ 医師確保対策	20
(8) 教育の振興	20
① 方針	20
② 公立小中学校の整備・適正配置等	21
③ 集会施設、体育施設、生涯学習施設等の整備等	21
(9) 集落の整備	21
① 方針	21
② 集落機能の維持・活性化	21
③ 生活支援サービスの維持・確保	22
(10) 地域文化の振興等	22
① 方針	22
② 地域文化の振興等に係る施設の整備	22
(11) 再生可能エネルギーの利用の推進	22
① 方針	22
② 関連技術のイノベーション創出	22
(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項	22
(13) 過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助	23

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定に基づく茨城県過疎地域持続的発展方針（令和3年度～令和7年度）は以下のとおりとする。

この過疎地域持続的発展方針は、茨城県内の過疎地域の持続的発展を図るために定めるものであり、茨城県が行う過疎地域持続的発展のための大綱であるとともに、茨城県過疎地域持続的発展計画及び過疎市町における過疎地域持続的発展市町村計画を定める際の策定指針となるものである。

なお、地域の状況や取組の変化を踏まえ、必要に応じて変更を加えるものとする。

I 過疎地域の現状と問題点

1 過疎地域の現状

(1) 地域の概況

本県では、過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）に基づいて、北茨城市、御前山村、七会村、山方町、美和村、緒川村、水府村、里美村、大子町の9市町村が過疎地域の指定を受けた。

その後、過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）の施行に伴い、新たに桂村と金砂郷村の2村が指定を受けて、11市町村（1市2町8村）が過疎地域となり、一方、過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）においては、北茨城市が指定から外れ、10町村（3町7村：金砂郷町は、平成5年11月1日付で町制施行）に、また、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）では、桂村が指定から外れ、9町村（3町6村）が過疎地域となった。

その後、平成16年10月16日に、山方町、美和村、緒川村、御前山村が大宮町との合併により常陸大宮市に、平成16年12月1日に、金砂郷町、水府村、里美村が常陸太田市との合併により常陸太田市に、平成17年2月1日に七会村が桂村、常北町との合併により城里町となつたが、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により合併以前に過疎地域であった旧山方町、旧美和村、旧緒川村、旧御前山村、旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村、旧七会村の8町村は引き続き、過疎地域として法の適用を受けた。

また、平成27年国勢調査の結果に伴う法改正に伴い平成29年4月1日に利根町が過疎地域の指定を受け、5市町10地域が過疎地域となった。

令和3年4月1日の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行に伴い、稲敷市の旧桜川村及び行方市の旧麻生町の2地域が指定を受けて、これまで過疎地域であった常陸太田市の旧金砂郷町が指定から外れ、7市町11地域が過疎地域となり、その際、旧金砂郷町については、過疎地域に対する行財政上の支援措置が、令和8年度まで適用されることとなった。

今回、令和2年の国勢調査の結果に伴い、令和4年4月1日に、これまで一部区域が過疎地域の指定を受けていた稲敷市、行方市及び河内町の全域、並びに城里町の旧桂村、また新たに、かすみがうら市の旧霞ヶ浦町、潮来市の旧牛堀町、桜川市が過疎地域の指定を受け、11市町24地域が過疎地域となった。

① 県北山間地域及び城里町の過疎地域

常陸太田市（旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村）、常陸大宮市（旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村）、大子町（以下、「県北山間地域」とする。）及び城里町（旧桂村、旧七会村）は、東京からおおむね 150 キロ圏内で、阿武隈・八溝山系の南部に広がる県北西部の山間地帯に位置しており、南北に山地が連なり、その山地の間を流れる河川に沿って丘陵地と平地が展開している。

また、八溝山、御前山などの自然景観や温泉等の観光資源を有しております、一部地域は県立自然公園に指定されている。

土地利用の状況は、地形的条件から農地や宅地の割合が低い反面、林野率は極めて高く、県全体の約 32%に対し、この地域を含む県北地域全体（城里町を除く）では約 69%（令和 4 年 4 月 1 日現在）を占めている。

さらに、本地域の過疎地域は、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）では各市町の一部地域が、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）では常陸太田市、常陸大宮市、城里町の一部地域、大子町の全域が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）では常陸太田市、常陸大宮市、大子町の一部地域が、それぞれ法律に基づく地域指定を受けている。

② 潮来市及び行方市の過疎地域

潮来市（旧牛堀町）及び行方市は、本県の東南部、都心からおおむね 70 キロ圏内に位置しており、東は北浦、西は霞ヶ浦（西浦）に接している。

潮来市全体の土地利用の状況は、農地が 33.9%、宅地は 10.2%、山林・原野・雑種地が 19.2%、その他が 36.7% となっている。

行方市の土地利用の状況は、農地が 34.3%、宅地は 6.0%、山林・原野・雑種地が 29.1%、その他が 30.6% となっている。

③ 稲敷市、河内町及び利根町の過疎地域

稻敷市、河内町及び利根町は、本県の南部、都心からおおむね 60 キロ圏内に位置しており、南は利根川等を挟んで千葉県に接している。

稻敷市の土地利用の状況は、農地が 46.3% を占めており、宅地は 7.4%、山林・原野・雑種地が 16.1%、その他が 30.2% となっている。

河内町の土地利用の状況は、農地が 64.6% を占めており、宅地は 7.8%、山林・原野・雑種地が 4.4%、その他が 23.2% となっている。

利根町の土地利用の状況は、農地が 54% を占めており、宅地は 13.4%、山林・原野・雑種地が 6.2%、その他が 26.4% となっている。

④ かすみがうら市の過疎地域

かすみがうら市（旧霞ヶ浦町）は、本県の南部、都心からおおむね 70 キロ圏内に位置しており、霞ヶ浦に三方を囲まれている。

かすみがうら市全体の土地利用の状況は、農地が 34.3%を占めており、宅地は 9.1%、山林・原野・雑種地が 23.0%、その他が 33.6%となっている。

⑤ 桜川市の過疎地域

桜川市は、本県の中西部、都心からおおむね 70 キロ圏内に位置しており、北部は栃木県に接している。

桜川市の土地利用の状況は、農地が 30.3%を占めており、宅地は 8.9%、山林・原野・雑種地が 40.9%、その他が 19.9%となっている。

(2) 人口の動向

① 県北山間地域及び城里町の過疎地域

県北山間地域及び城里町（旧桂村、旧七会村）の総人口は昭和 55 年には 88,598 人であったが、平成 7 年には 80,272 人、令和 2 年には 53,255 人となり、25 年間で 33.7%、40 年間で 39.9% の減少となっている。

5 年間での人口減少率は、昭和 50 年から昭和 55 年にかけては 4.8% であったものの、昭和 55 年以降は 3 % 前後で推移するなど鈍化傾向にあった。しかし、平成 12 年から平成 17 年にかけては 5.8%、平成 17 年から平成 22 年にかけては 7.6%、平成 22 年から平成 27 年にかけては 10.5%、平成 27 年から令和 2 年にかけては 11.9% と再び減少率が上昇する傾向にある。

なお、県全体では、昭和 55 年以降、平成 12 年まで平均 5.0%（5 年間ごとの人口増加率の単純平均）の増加で推移してきたが、平成 17 年以降は減少に転じている。

高齢者比率（65 歳以上）は、昭和 55 年の県全体が 9.2% であるのに対し、この地域では 15.4% とその差が 6.2 ポイントであったものが、令和 2 年には、県全体の 29.9% に対し、この地域では 44.4% でその差が 14.5 ポイントに広がっており、高齢化が急速に進展している。

また、生産年齢人口比率（15 歳以上 65 歳未満）は、令和 2 年には、県全体の 58.3% に対し、この地域では 48.4% となっている。

なお、この地域の総面積は県土全体の 15.8%（963 km²）を占めているが、人口は県全体の 1.7% にとどまっている。

世帯数は、県全体では、昭和 55 年の 692,855 世帯が令和 2 年には 1,184,133 世帯となり、40 年間で 70.9% の大幅な増加を示しているが、この地域においては、昭和 55 年の 22,847 世帯が令和 2 年には 20,994 世帯となり、8.1% の減少となっている。

一般世帯の一世帯当たり人口は、昭和 55 年では県全体が 3.66 人、この地域では 3.87 人であったが、令和 2 年には、県全体が 2.37 人に、この地域では 2.47 人となっており、県全体、この地域ともに同様の傾向を示している。これは、県全体では、主に核家族化の進行によって、世帯分離が進んだことによるものに対し、この地域では、地域全体の人口減少がそのまま一世帯当たり人口の減少に反映されたものと考えられる。

この地域の就業構造は、昭和 50 年と平成 27 年を比較すると、県全体と同様、第 1 次産業従事者が減少し、第 3 次産業従事者が増加する傾向にあるが、特徴として、平成 27 年時

点で県全体とこの地域を比較すると、第2次産業従事者がほぼ同率でありながら、この地域では、第1次産業従事者の割合が県全体を8.2ポイント上回り、第3次産業従事者の割合が8.2ポイント下回っている。

なお、この地域を含む過疎市町の県内総生産額（名目）は、県全体の2.5%（平成30年度）となっている。

② 潮来市及び行方市の過疎地域

潮来市（旧牛堀町）及び行方市の総人口は、昭和55年には49,452人であったが、平成7年には48,622人、令和2年には36,827人となり、25年間で24.3%、40年間で25.5%の減少となっている。

高齢者比率（65歳以上）は、平成7年の県全体が14.2%であるのに対し、この地域は19.7%であったが、令和2年には、県全体の29.9%に対し、この地域は36.2%と高齢化が急速に進展している。

また、令和2年における生産年齢人口比率（15歳以上65歳未満）は、県全体の58.3%に対し、この地域では53.9%となっている。

この地域の世帯数は、平成7年の11,985世帯に対し、令和2年には12,795世帯となり6.8%増加しているが、一世帯当たりの人口は、平成7年の4.06人が、令和2年には、2.88人と減少している。

この地域の就業構造は、平成7年と平成27年を比較すると、県全体と同様、第1次産業従事者が減少し、第3次産業従事者が増加する傾向にある。

③ 稲敷市、河内町及び利根町の過疎地域

稲敷市、河内町及び利根町の総人口は、昭和55年の69,151人に対し、平成7年には83,580人と15年間で20.9%増加したが、令和2年には62,610人と、平成7年から25年間で25.1%減少している。

高齢者比率（65歳以上）は、平成7年の県全体が14.2%であるのに対し、この地域は16.4%であったが、令和2年には、県全体の29.9%に対し、この地域は39.2%と高齢化が急速に進展している。

また、令和2年における生産年齢人口比率（15歳以上65歳未満）は、県全体の58.3%に対し、この地域では52.4%となっている。

世帯数は、平成7年の22,069世帯に対し、令和2年には23,628世帯と7.06%増加しているが、一世帯当たりの人口は、平成7年の3.74人が、令和2年には2.58人と減少している。

この地域の就業構造は、平成7年と平成27年を比較すると、第1次及び第2次産業従事者が減少し、第3次産業従事者が増加する傾向にある。

④ かすみがうら市の過疎地域

かすみがうら市（旧霞ヶ浦町）の総人口は、昭和55年には17,821人であったが、平成7年には19,067人と、15年間で7.0%増加したが、令和2年には14,564人となり、平成7

年からの 25 年間で 23.6% の減少となっている。

高齢者比率（65 歳以上）は、平成 7 年の県全体が 14.2% であるのに対し、この地域は 20.2% であったが、令和 2 年には、県全体の 29.8% に対し、この地域は 39.0% と高齢化が急速に進展している。

また、令和 2 年における生産年齢人口比率（15 歳以上 65 歳未満）は、県全体の 58.3% に対し、この地域では 51.9% となっている。

世帯数は、平成 7 年の 4,892 世帯に対し、令和 2 年には 5,182 世帯となり 5.9% 増加しているが、一世帯当たりの人口は、平成 7 年の 3.9 人が、令和 2 年には、2.8 人と減少している。

この地域の就業構造は、平成 7 年と平成 27 年を比較すると、県全体と同様、第 1 次産業従事者が減少し、第 3 次産業従事者が増加する傾向にある。

⑤ 桜川市の過疎地域

桜川市の総人口は、昭和 55 年の 51,171 人に対し、平成 7 年には 51,972 人と 15 年間で 1.6% 増加したが、令和 2 年には 39,122 人と、平成 7 年から 25 年間で 24.7% 減少している。

高齢者比率（65 歳以上）は、平成 7 年の県全体が 14.2% であるのに対し、この地域は 18.5% であったが、令和 2 年には、県全体の 29.8% に対し、この地域は 34.4% と高齢化が急速に進展している。

また、令和 2 年における生産年齢人口比率（15 歳以上 65 歳未満）は、県全体の 58.3% に対し、この地域では 55.3% となっている。

世帯数は、平成 7 年の 13,278 世帯に対し、令和 2 年には 13,453 世帯と 1.3% 増加しているが、一世帯当たりの人口は、平成 7 年の 3.91 人が、令和 2 年には 2.91 人と減少している。

この地域の就業構造は、平成 7 年と平成 27 年を比較すると、第 1 次及び第 2 次産業従事者が減少し、第 3 次産業従事者が増加する傾向にある。

(3) 財政力の状況

財政力指数は、合併による行財政改革の推進、広域化等の効果により、合併前の旧過疎町村の数値と比較すると大幅に改善しているものの、令和 2 年度においては県全体（単純平均）の 0.71 に対し、過疎市町の平均は 0.44 となっている。

2 地域を取り巻く状況

(1) 災害の影響

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故により、住宅、道路、橋梁、港湾、漁港等が甚大な被害を受けたものの、早期の復旧・復興や災害に強い県土づくりに全力を注いできた結果、社会基盤の復旧・復興はほぼ完了したところである。

また、令和元年東日本台風により甚大な浸水被害が発生したが、国・県・市町村等の連携により、河道掘削や堤防整備などの復旧・復興を進めているところである。

なお、竜神大吊橋におけるバンジージャンプや袋田の滝ライトアップなど地域の観光資源

を生かした新たな取組により、県北山間部地域全体での観光入込客数は、震災前の水準に回復しているものの、未だ一部には福島第一原子力発電所事故による風評が残っている。

(2) 社会経済情勢の変化

人口減少や少子高齢化の急激な進展に伴い、労働力人口の減少や経済成長の鈍化、さらには社会保障の持続性の危機が現実のものとなってきているほか、森林・農地等の荒廃、集落機能の低下、空き家の増加など、過疎地域を取り巻く状況は、一層厳しさを増している。

一方、情報通信技術の発展により、過疎地域における地理的な不利性を克服することが可能となり、新たな産業の振興や交流拡大が期待されている。

また、国民の価値観の多様化やライフスタイルの転換が進み、自然環境への関心の高まりや心の豊かさ・ゆとりへの希求、若年層の間で地方への移住志向が強まっている等の背景もあり、過疎地域が有する新たな生活空間や安らぎを得る場としての役割に対する期待はますます高まっている。

(3) 周辺地域の変化

交通体系については、常磐自動車道、北関東自動車道が全線開通し、東関東自動車道水戸線の未開通区間（潮来 IC～鉢田 IC 間）の整備や首都圏中央連絡自動車道の4車線化も進んでおり、新たな人的・物的交流が期待される。

鉄道については、平成27年3月に上野と東京を結ぶ上野東京ラインが開業し、一部の電車の品川駅までの直通運転が実現し、利便性が向上し、交流の拡大に寄与している。

港湾については、茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港区）が首都圏の北側のニューゲートウェイ、鹿島港が東側のニューゲートウェイとしての役割を担っており、高速道路ネットワークの整備進展によるアクセス向上もあり、その重要性はさらに増している。

また、茨城空港については、国内線4路線、国際線6路線が就航しており、令和元年度の旅客数は過去最高となる77万6千人となるなど、北関東の空の玄関口として、国内外からの誘客や広域的な観光ルートの形成等に寄与している。なお、令和2年度は、新型コロナウィルス感染症の影響により海外との人の往来が制限されたため、国際線全路線が運休し、利用者がゼロとなった。国内線利用者についても、緊急事態宣言等に伴う旅客需要の減少を受け、全体では、前年度比73.1%減の20万9千人となった。

さらに、東海地区においては、平成20年12月に稼働した東海村の世界最先端の大強度陽子加速器施設（J－P A R C）をはじめ、原子力関係の研究機関が集積しているほか、つくば地区には29の国等の研究・教育機関が立地するなど、最先端科学技術の集積が図られている。

(4) 地域内の動向

① 県北山間地域及び城里町の過疎地域

県北山間地域及び城里町の過疎地域の交通ネットワークは、国道118号袋田バイパス及び国道461号水府・里美拡幅等による縦軸の道路の整備や、横軸となる北茨城大子線や十王里美線等の整備が進むとともに、広域農道や林道の整備も順調に進められ、周辺都市等との連絡もさらに改善されている。

JR 水郡線は、水戸市から常陸太田市及び福島県郡山市までを結び、県北地域の公共交通の要となっており、県及び沿線市町が連携し、利用促進を図っている。令和 3 年 5 月からサイクルトレインの実証実験が実施され、新たな取組が行われている。

平成 28 年には、常陸大宮市岩崎地内（旧大宮町。国道 118 号沿い）及び常陸太田市下河合町内（旧常陸太田市。国道 349 号沿い）に相次いで「道の駅」が整備され、その情報発信機能や地域連携機能を生かした様々な取組を行っている。

また、観光拠点の整備について、キャンプ・アウトドア施設や特産品を活用した体験・交流施設、袋田の滝新観瀑台などの地域の特性・魅力を生かした施設が着実に整備されてきている。

交流人口の拡大を図るため、県北地域に点在する多様な地域資源（自然、歴史・文化遺産、食、アクティビティ、温泉等）をつなぐことにより、新しい滞在・体験型のツーリズムの推進を図っている。

雇用の確保や産業の誘致については、那珂西部工業団地の分譲がほぼ終了し、雇用の場の確保が図られているほか、宮の郷工業団地（旧大宮町と旧金砂郷町）においても木材関連産業を始めとする企業立地が大幅に進展したことに伴い、地域内の住宅団地の整備と併せ、定住化へ向けて一定の成果を上げている。

② 潮来市及び行方市の過疎地域

潮来市（旧牛堀町）は、潮来市の北西部に位置し、霞ヶ浦、常陸利根川に面する地域で、市街地を中心に水田、丘陵が広がっている。

図書館を拠点とした生涯学習の魅力を高めるとともに、権現山公園や常陸利根川を生かし、ボート競技など水辺のレクリエーション環境の充実を図っている。

行方市は、南北に国道 355 号と水戸神栖線、東西に国道 354 号が整備され、交通の結節点になっている。

霞ヶ浦、サツマイモを用いた観光振興を進めており、特にサツマイモを軸としたテーマパーク「なめがたファーマーズヴィレッジ」が平成 27 年にオープンし、多くの観光客が訪れている。また、国のナショナルサイクルルートの指定を受けた「つくば霞ヶ浦りんりんロード」は、今後、国内外から更なる利用者の増加が見込まれることから、これらの利用者を北浦側へ誘客する施策の展開に取り組んでいる。

今後、東関東自動車道水戸線（潮来 IC～鉾田 IC 間）の整備により、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道と一体となって、鹿島港や茨城港、成田空港、茨城空港などの交流拠点を結ぶ陸・海・空の広域交通ネットワークが形成されるとともに、（仮称）麻生インターチェンジと（仮称）北浦インターチェンジの計画や国道 355 号牛堀麻生バイパスの整備により、産業の活性化や地域振興が大きく飛躍するものと期待されている。

③ 稲敷市、河内町及び利根町の過疎地域

稲敷市は、つくば市や成田市といった南北それぞれの中核的な都市と、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）で結ばれているとともに、国道 125 号桜川バイパスや、新川江戸崎線

が整備され、交通の結節点になっている。稲敷東インターチェンジ周辺における都市農村交流施設の形成や、新たな稲敷工業団地の整備、地域おこし協力隊を活用した新規就農者の育成などにより、雇用の創出や市内への定住を図っている。

河内町は、東部を縦断する形で首都圏中央連絡自動車道があり、中央部では成田市へ結ぶ国道408号が縦断し、輸送貨物車の交通の要となっている。ライスジュレをはじめとした地域産品の6次化促進や、ドローンを活用した魅力ある農業実現などにより、雇用の創出を図っている。

利根町は、南北の千葉竜ヶ崎線、東西の取手東線により交通の結節点になっており、平成18年には若草大橋有料道路が開通し千葉県へのアクセスが向上している。定住人口確保のため、空き家・空き地バンクへの登録を推進しているほか、廃校となった中学校跡地を活用した日本ウェルネススポーツ大学などにより、交流人口の拡大が期待されている。

④ かすみがうら市の過疎地域

かすみがうら市は、幹線交通網としてJR常磐線や常磐自動車道、国道6号、国道354号を有し、都心からのアクセスにも恵まれているとともに、桜川土浦潮来自転車道線や石岡田伏土浦線が霞ヶ浦の観光周遊ルートとなっている。

また、旧霞ヶ浦町は霞ヶ浦の保全・活用を図るため、環境保全や農業、内水面漁業の振興や、「歩崎公園」を中心とした親水空間の活用、イベント開催などにより、交流人口の拡大に努めている。

⑤ 桜川市の過疎地域

桜川市は、北部を東西に横断するJR水戸線や北関東自動車道、国道50号のほか、つくば益子線や石岡筑西線が整備され、市内外とのアクセスに恵まれている。また、昭和62年に廃線となった関東鉄道筑波線の跡地においては、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」が整備され、令和元年にナショナルサイクルルートとして指定されている。

なお、北関東自動車道桜川筑西IC周辺地域について、将来的な市街化区域への編入を視野に、計画的・段階的なインフラ整備や、医療・福祉・商業等の高次都市機能の集積を図り、市の中核拠点の形成に努めている。

また、交流人口の観点からは、雨引観音やヤマザクラ、真壁の町並み（真壁のひなまつり）などの観光資源について、周辺環境の整備や商品開発を進め、誘客促進を図っている。

さらに、市において（仮称）上曽トンネルの整備を進めており、日常生活の利便性が向上するとともに、県南・県西地域間の連携強化が見込まれ、さらに茨城空港までを東西に結ぶ基軸も形成されることから、地元産業や物流・観光を支える路線として期待されている。

3 過疎地域の課題

(1) 産業の振興と雇用の確保

地理的・地形的に不利な条件のもとで、産業の振興を図るためにには、農林業、地場産業、商業及び観光の結びつきを強め、ひとつの特産物の生産・加工・販売といった分野を地域で一貫して行うなど、全体をマネージメントするシステムを構築する必要がある。

また、地域の基幹産業である農林業の生産性の向上と高付加価値型産業への転換が求められているとともに、企業の新たな分野への進出や起業促進を図る必要がある。

さらに、若年層の流出を抑えるため、新たな産業の創出のほか、地域内や周辺地域への企業誘致などにより引き続き、就業の場の確保に努める必要がある。

(2) 観光・レクリエーションの振興

豊かな自然資源や由緒ある歴史・文化施設など、多様な観光資源に恵まれていることから、一部の地域に残る福島第一原子力発電所事故による風評の払拭に努めるとともに、観光資源の魅力度向上、観光拠点施設等の充実、広域観光の推進などに取り組み、交流人口の拡大を図る必要がある。

また、農山漁村が有する地域資源を活用し、都市部と農村部との共生・対流を進めて、関係人口の拡大を図る必要がある。

(3) 生活環境の整備

住みやすい地域づくりのため、上下水道や公園など都市機能の整備を推進するとともに医療・保健・福祉の充実を図る必要がある。

(4) 地域文化の振興

地域文化の保存・伝承等を通した地域の魅力の再発見等により、郷土愛を醸成し、住む人にとって誇りの持てる個性あふれる地域づくりを進める必要がある。

(5) 交通基盤等の整備

国道・県道の整備を進め、周辺都市との広域交通ネットワークの形成を図るとともに、市町道等地域の生活に密着した道路整備や地域住民の交通手段の確保対策を進める必要がある。

また、地域住民の重要な移動手段である鉄道を維持していくため、一層の利便性向上や利用促進を図る必要がある。

(6) 地域住民等との連携・協働

地域住民の地域づくりへの積極的な参画や、N P O等との連携・協働により多様な主体による魅力的な地域づくりを進める必要がある。

II 過疎地域の持続的発展に向けた取組

1 広域的な経済社会生活圏の整備計画等との関連

基礎自治体である市町の創意工夫のもと、近隣市町村の環境、歴史、文化等の魅力を活用して相互に役割分担を行うとともに、県総合計画との整合性に留意しつつ、市町村域を越えた行政課題への対応や広域的観点からの事業調整を行うものとする。

2 過疎地域持続的発展の基本的方向

過疎地域に対しては、これまで過疎地域対策緊急措置法(昭和45年～昭和54年)、過疎地域

振興特別措置法(昭和 55 年～平成元年)、過疎地域活性化特別措置法(平成 2 年～平成 11 年)、過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年～令和 2 年)に基づき、国、県、市町村が一体となって総合的・計画的に過疎対策に係る事業を展開してきたところであり、生活環境の整備や産業の振興等が図られるとともに、北茨城市が過疎地域の指定から外れるなど、着実に成果が上がっている。

一方、平成 27 年国勢調査の結果を踏まえ、過疎地域自立促進特別措置法の改正が行われ人口減少が著しく進んだ地域として利根町が、令和 3 年 4 月の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、新たに稻敷市の旧桜川村と行方市の旧麻生町が、令和 2 年国勢調査の結果により、稻敷市、桜川市、行方市、及び河内町の全域、潮来市の旧牛堀町、かすみがうら市の旧霞ヶ浦町、城里町の旧桂村が、過疎地域の指定を受けた。

全国的には平成 20 年をピークに人口減少局面に突入し、今後の予測でも長期間人口減少していくものと推計されており、(国立社会保障・人口問題研究所、将来推計人口・平成 29 年推計)、特に過疎地域を含む 11 市町においては、平成 27 年から令和 22 年までに県全体の 18.5% を大きく上回る 35.4% の人口減少が見込まれている(国立社会保障・人口問題研究所、日本の地域別将来推計人口(平成 30 (2018) 年推計))。

一方、過疎地域は、食料供給や国土保全、貴重な郷土文化の伝承など様々な多面的機能を有しており、首都圏への近接性や豊かな自然環境を生かした新たなライフスタイルを実現する場としての存在価値を発揮することが期待されている。こうした状況を踏まえ、過疎地域における集落機能を維持し、持続可能な集落形成と活性化を図っていくことが必要である。

今後の過疎対策は、厳しい財政状況や、今後進展する地方創生の流れの中で、まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立し、過疎地域がゆとりと潤いのある「活力があり、持続可能な地域」を目指すため、交通基盤など地域づくりの基礎となる施策を着実に進めながら、

- 豊かさと新しい価値を生み出す強い"産業"
- 誰もが安心できる安全で豊かな"暮らし"
- 次代を担う夢・希望に溢れる"人・地域"

を基本的な方向として、総合的かつ効率的に以下の施策を実施することとする。

3 過疎地域持続的発展の具体的取組

具体的な施策の展開に当たっては、地域再生計画など地域の自主性を生かす制度の活用を十分に検討するとともに、これまでの広域的観点からの基盤整備に加えて、交流・移住施策や人的支援、人材の確保育成等のソフト施策を積極的に推進するものとする。

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

① 方針

本県への移住や二地域居住を促進するため、県と市町村とが連携し、移住希望者と地域とが継続的なつながりを持つ機会を提供するとともに、一元的な情報発信や相談対応などの支援、受入環境の整備等に取り組む。

定住の促進については、優良企業の誘致による雇用の場の創出や、起業者の誘致などに取り組む。

地域間交流については、地域の創意工夫のもと、過疎地域と都市地域がそれぞれの地域の特徴を活かし相互に支え合い、交流の盛んな地域づくりを推進する。

また、地域社会の担い手となる人材育成のため、グローバル社会で活躍する「人財」、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む「人財」を育成することで、多様な主体による地域づくりを促進する。

② 移住・定住・地域間交流の促進

過疎地域の自然、産業、特産物、歴史・伝統文化などの地域資源を最大限に活用し、農林業体験、教育・研修旅行、果樹のオーナー制度、森林ボランティア、お試し居住などに取り組み、交流の促進を図る。

また、廃校となった学校施設や跡地等を有効に活用し地域を再生していくため、山村留学や都市部の学校との交流などにより、過疎地域の子ども達に多様な交流の機会を提供する。

さらに、過疎地域の課題の解決に取り組む起業者の誘致や育成により、新規ビジネスの創出や定住人口の増加等につなげる。

このような取組を通じ、過疎地域の魅力を広く周知するとともに、広報・PR活動の積極的な展開と相談体制の充実を図り、過疎地域への新しい人の流れを創出する。

③ 人材育成

グローバル社会で活躍する「人財」を育成するため、意欲ある子どもたちに、インターネットを活用したオンライン英会話学習や世界で活躍する人財との交流の機会、思考力やプレゼン力を育成する集合研修会など、必要なスキルを身に付ける機会を提供する。

また、地域課題の解決や地域の活性化を図るうえで、必要なコミュニケーション能力や論理的な考え方、率先的な行動力を身に付けるために、若者が主体的に取り組む地域活動やネットワークづくり、そのための学習の場づくりを支援する。

これらの「人財」の育成を通じ、地域住民をはじめ、NPO、住民団体、企業、大学、地域外人材等の多様な主体の地域づくりへの参加を促進し、支え合いと活気のある社会を創出する。

さらに、地域おこし協力隊を活用することで、地域外からの人材による地域の課題解決を図る。

(2) 産業の振興

① 方針

農林水産業については、引き続き生産基盤の充実を図るほか、地域特性を生かした付加価値の高い農業、農泊、体験型農業等を推進する。

地場産業の振興については、組合、中小企業者グループによる新商品開発や販路開拓、人材育成等の取組を推進する。また、生産・加工・流通・販売といった分野を地域で一貫して行う複合的経営手法の積極的導入に努める。

さらに、電気・機械産業とその研究成果が集積する県北地域の産業競争力強化を図るた

め、企業の連携体の活動支援や研究開発ができる人材の確保に向けた取組を支援する。

観光・レクリエーションの振興については、広域観光の推進、観光客の受入体制の整備を図るとともに、自然環境や体験施設等に恵まれた地域の魅力を発信していく。

企業誘致対策については、過疎地域内及び周辺地域において、優良企業の誘致を積極的に進め、若者に魅力ある雇用の場を創出することにより、定住化を促進するとともに、所得の向上及び市町財政基盤の強化を図る。

また、起業や、地域資源活用・農商工連携による新たな取組の創出、既存企業の新事業展開への取組を促進する。

プロモーションについては、観光誘客、農林水産物のブランド化、企業誘致を最重要テーマとして、茨城ブランドの国内外への情報発信力の強化、ブランド力の向上等を図る。

② 農林水産業の振興

ア 農業及び畜産業の振興

農業生産基盤の整備、地域資源を生かした高付加価値型の農業の展開や農産物の販路拡大、担い手の育成・確保や新規就農の促進等の施策を推進する。また、自然環境・農村景観等の地域資源を活用した観光農業や、農泊等の取組の推進、耕作放棄地の発生防止、鳥獣による農作物等への被害防止対策、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に努めるなど中山間地域対策を総合的に推進する。

さらに、畜産業については、家畜の改良や生産基盤強化、銘柄畜産物のブランド力強化等に取り組むとともに、首都圏や海外に向けた販路拡大を図る。

これらの振興策を展開するため、以下の施策を実施する。

- (ア) 担い手の育成・確保を図るため、農地の集積・集約を推進する取組により、農業者の経営規模拡大や法人化、企業の農業参入を促進する。
- (イ) 茨城農業の魅力発信、就農希望者の受入体制の充実により新規就農者の確保を図るとともに、農業法人等への雇用就農の拡大等の取組を推進する。
- (ウ) 耕作放棄地の発生抑制と農地の有効利用を図るため、地域の実情に即した発生防止・有効活用対策を推進する。
- (エ) 農業農村基盤の整備や地域特性にあった生産施設・機械の整備を進めることにより、規模拡大及び省力化を推進し、生産性の向上を図る。また、畑地かんがい用水を活用し、青果物産地の形成を図る。
- (オ) 茶、こんにゃくいも、そば、りんご等の地域特産物の振興を図るとともに、地域の特性を生かした特産品の多品目産地の育成を推進する。
- (カ) 農産物の付加価値を高めるため、事業化の相談や、加工品の開発、商品の販路開拓など農業者の発展段階に応じた支援や6次産業化オープンラボラトリ（開放実験室）の活用推進等により、6次産業化に向けた取組を推進する。
- (キ) 農産物加工所の整備を行うなど、地元での農産物の加工を推進し、高付加価値化を進めるとともに、農産物直売所等を整備・活用し、販路の拡大を図るなど、農業者自らの手で生産から販売まで行う産地の育成を推進する。
- (ク) 多様な地域特産物のイメージアップや、県内外の消費者への販売促進等を図るため、

複数品目を組み合わせたキャンペーンや「茨城をたべよう」シンボルマーク等を活用した県産農林水産物の魅力発信など戦略的かつ継続的な販売促進活動を展開する。

- (カ) 観光農園、体験農園等の整備、果樹のオーナー制度の導入、地域特産物を活用した食の提供、農家民泊の推進など、教育・研修旅行等に対応できる施設や受け入れ体制の整備を促進するとともに、都市住民との交流活動を推進する。
- (コ) 農地や景観、歴史や文化等を生かした農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、個性的で魅力ある農村地域づくりを推進する。
- (サ) 地域の繁殖雌牛の増頭支援や受精卵技術の活用等により、肥育素牛の生産拡大や牛肉の高品質化を進め、常陸牛の生産体制強化とブランド力向上を図る。また、米国におけるマーケティング戦略に基づき販路拡大に取り組むなど、生産から流通・販売に至るまでの対策を推進する。
- (シ) 地域の銘柄畜産物である奥久慈しゃもについて、新規生産者の確保により生産量の拡大を図るとともに、各種メディア・イベント等を活用したPR活動を展開し、地元での消費拡大と首都圏に向けた販路拡大を推進する。
- (ス) 良質堆肥を生産するための家畜排せつ物処理施設の整備や耕畜連携による資源循環型農業を推進する。

イ 林業・水産業の振興

林業については、森林の持つ国土の保全や水源涵養、地球温暖化防止など公益的機能を適正に維持していくため、再造林や間伐等による森林の保全・整備を推進するとともに、生産性の高い林業の展開と県産木材の安定供給体制の整備を進める。

また、木を伐って、使って、植える森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化と機能豊かな森林づくりや、森林湖沼環境税を活用し、環境面に配慮した持続可能な森林経営の推進、木質バイオマスも含む県産木材の利用拡大、県民共通の財産としての県民協働による森林づくりなどを推進する。

さらに、福島第一原子力発電所事故による出荷制限等が一部に残る特用林産物の栽培管理と販路の拡大等に向けた支援を行う。

水産業については、過疎地域を貫流する那珂川、久慈川などの河川を活用して、内水面漁業の振興や遊漁振興を図る。

これらの振興策を展開するため、以下の施策を実施する。

- (ア) 主伐後の再造林や間伐、平地林の保全・整備を図るとともに、機能豊かな森林づくりを推進するほか、林業就業者の確保・育成、林道等の整備、高性能林業機械等の導入等を推進する。
- (イ) 中大規模建築物や木造住宅等における県産木材の利用拡大を図るとともに、需要に対応できる県産木材の加工・流通体制の整備を推進する。
- (ウ) 栽培管理を行いながら原木しいたけ等の出荷制限等の解除を進めるとともに、きのこ類、うるし等の生産技術の向上や生産加工流通体制の整備を進める。
- (エ) 水産資源の維持増大を図るため、アユ、ヤマメ、ウナギ、フナ類などの重要魚種の放流を促進するほか、カワウによる魚類の食害防止対策を促進する。
- (オ) 天然アユ資源を活用し、アユ釣り教室の開催による新規遊漁者の確保や天然アユの

流通拡大対策などを推進する。

③ 地場産業の振興

産地イメージの向上やブランドの形成に積極的な産地組合等が行う新商品開発や販路開拓、人材育成の取組を支援することにより地場産業の一層の振興を図るとともに、産業技術イノベーションセンターにおいて生産技術者の育成や技術支援等を行い、地場産業の自立化を促進する。

また、県や市町、民間団体が連携を図りながら、地域資源を生かした農業・農村関連ビジネスなどの起業支援や地域特産物の販路拡大を推進する。

④ 商業の振興

地域商業の活性化を図るため、地域住民の生活を支えるコミュニティ機能の強化や買い物環境の改善等の取組を総合的に支援する。

また、社会や地域の課題をビジネスの手法で解決する新たなサービス産業の育成を図る。

さらに、観光入込客の多い地域では、首都圏や近隣県からの観光客を取り込んだ観光産業の育成に努める。

⑤ 情報通信産業の振興

情報通信産業の更なる発展を目指し、実践的な研修等により高度ＩＴ人材の育成・確保を推進するとともに、先端技術を取り入れた新産業創出や、中小企業の支援を実施する。

⑥ 観光・レクリエーションの振興

自然とふれあい、共存できる観光地づくりを目指し、各拠点間の連携強化、拠点周辺環境の整備、案内施設の充実などを図り、広域観光を推進するとともに、観光振興を担う人材を育成し受入体制を整備する。

また、袋田の滝などの観光地、豊富なキャンプ場やアウトドアアクティビティ等の地域資源について、多様な媒体を活用しＰＲ活動を行い、行政と民間が一体となって観光入込客の拡大を図り、周遊を促進する。

さらに、地域独自の特色ある農林業等との連携による体験・交流型のツーリズムなど、滞在型の余暇活動の振興を促進するとともに、鉄道の活性化を支援し、利用促進とイメージアップを促進する。

加えて、地場産業と観光の結びつきを強化するとともに、市町村や交通事業者等との連携による現地発着型ツアーの造成など観光と地域資源を組み合わせたソフト施策を積極的に推進する。

⑦ 企業の誘致対策

市町村等関係機関と連携し、企業誘致や立地企業の事業環境整備を推進する。

また、市場との近接性や充実した交通ネットワーク等の立地優位性、県税等の課税免除や用地取得費等補助制度等の優遇制度を効果的にＰＲし、企業立地を促進する。

特に、県北地域においては、地域未来投資促進法による「茨城県県北地域基本計画」に基づき、電気機械、自動車・建設機械、木材等の地域特性を生かした関連産業の集積を目指し、市町村等関係機関と連携し、人材育成等の事業環境整備を進める。

(8) 起業等の促進

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構をはじめとする産業支援機関等のネットワークを活用し、起業から研究開発、販路開拓に至る事業化の各段階のニーズに応じた相談窓口の設置や研修会の開催、専門家の派遣などによる指導・助言のほか、資金調達に関する支援等、総合的かつ一貫した支援を行う。

また、幅広い人材や既存企業等による地域資源の活用や地域の課題解決につながるビジネスの創出を支援するため、起業者の誘致や育成に努める。なお、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業については、創業等に伴う設備の取得等に係る事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除を行い、その他の業種についても県独自の課税免除を行うなど、優遇措置の積極的な活用に努める。

(3) 地域における情報化

① 方針

誰もが等しくデジタル社会の利便性を享受できるよう、デジタルディバイドの解消や行政手続の電子化に努めるとともに、県民や来県者の利便性向上のため、公共の場でのフリーWi-Fiの整備を促進する。

② 携帯電話不感地域の解消及び通信の高度化

携帯電話の不感地域を有する自治体への国の補助事業を活用した移動信用鉄塔の整備を働きかける等により、携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域の拡大を促進する。

また、普及が進むテレワークやサテライトオフィス等に対応するため、光ファイバ網の整備や既存設備の通信性能の高度化を促進する。

③ 行政手続の電子化

インターネットを利用し、県民や企業が24時間365日どこからでも行政への各種申請や届出等ができるサービスを提供するため、市町村と共同で「いばらき電子申請・届出サービス」、「いばらき公共施設予約システム」を運営する。

④ 「IBARAKI FREE Wi-Fi」の整備促進

共通のアクセスポイント名(SSID)「IBARAKI-FREE-Wi-Fi」を設定した無料で利用できるWi-Fiスポットの整備を促進することで、県民や来県者が容易にインターネットに接続できる環境を提供する。

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

① 方針

交通体系の整備については、他地域との交流を促進するため、本県の基幹道路である常磐自動車道、北関東自動車道、東関東自動車道水戸線及び首都圏中央連絡自動車道にアクセスする国道等の幹線道路を引き続き整備するほか、山間部と臨海部を結ぶ道路の整備を推進する。

なお、ひたちなか地区と内陸部を結ぶ道路については、事業中の地域高規格道路などの整備を進めるとともに、他区間は将来的な地域高規格道路の計画も念頭に置きながら、既存の道路ネットワークを最大限に活用し、計画的に整備を進めていくことを検討していく。

利根町と千葉県我孫子市を結ぶ千葉竜ヶ崎線栄橋については、交通渋滞が著しいことから、周辺道路の整備状況や交通量の状況を踏まえ、渋滞緩和に向けた対策等について検討していく。

また、国土交通大臣及び農林水産大臣が指定する基幹的な市町道、農道及び林道については、地域の実情に応じ県の代行整備を進める。

これらの道路網の整備に伴い、安全・円滑かつ快適な交通環境の整備に努めるとともに、高齢者や児童等の交通弱者の日常生活の安全確保を図る。

さらに、マイカーの普及等により公共交通の利用者は減少しているが、地域住民の生活を守るために市町村が運行するバス路線や代替交通の確保を促進するほか、鉄道の利便性向上を図る。

② 国・県道及び市町道の整備

ア 国・県道の整備

国道 118 号、123 号、125 号、354 号、355 号、408 号等の整備を進めるほか、山間部と臨海部とを結ぶ道路の整備を推進する。さらに、交通量の実態を踏まえた柔軟な道路整備を推進する。

また、ひたちなか地区につながる常陸那珂港山方線など基幹的な県道の整備を推進し、広域的交通ネットワークの形成を図る。

潮来市及び行方市は、水戸神栖線など南北の基軸となる整備を推進するほか、今後開通予定の東関東自動車道水戸線（潮来 IC～鉾田 IC 間）を生かした道路の整備を行う。

稲敷市、河内町及び利根町については、取手東線が取手市と稲敷市の間を結ぶ重要な幹線道路となっているが、振動や騒音、屈曲性が多いことによる交通の安全性の問題等があることから、引き続きバイパス整備を行う。また、江戸崎下総線や竜ヶ崎潮来線などの整備を推進し、首都圏中央連絡自動車道へのアクセス向上を図る。

桜川市は、横塚真壁線の整備推進や、市で進める（仮称）上曽トンネルの整備を支援し、県西・県南地域のネットワーク向上を図る。

さらに、生活に密着した県道については、交通危険場所の解消や歩道の整備など安全確保にも配慮した改良・整備を進める。

イ 市町道の整備

過疎代行事業、国庫補助（交付金）事業を利用し、集落間の連絡道及び公共施設と集落を結ぶ連絡道の整備を重点的に促進するとともに、地域の産業振興を図るために必要とされる道路についても整備を促進する。

③ 農道及び林道の整備

農道及び林道については、農林業の生産や地域の生活のための道路として重要な機能を有しており、その整備促進に努める。

特に、農業の近代化や農畜産物の流通の合理化、農村の活性化を図るため、広域営農団地農道等の基幹的な農道整備を効率的に推進する。

また、林業の活性化と生活環境基盤の充実などを図るため、奥久慈グリーンライン林道の整備を推進する。

④ 交通確保対策

地域住民にとって必要な生活バス路線について、国や県、市町が連携をとりながら、その確保に努めるとともに、地域の実情に合わせた路線バス以外の地域の多様な輸送資源を総動員した移動手段の確保を促進する。

また、鉄道については、通勤通学時の列車本数の増、ダイヤの改善等についてJRへの要望活動等を通じて利便性の向上に努めるとともに、JRや沿線市町等の関係機関と連携しながら、駅施設の活用や沿線の活性化に向けたイベント開催、サイクルトレインや貨客混載などの新たな取組の実施などを推進し、鉄道の利用を促進する。

(5) 生活環境の整備

① 方針

水道、下水処理施設及び廃棄物処理施設は、住民生活の向上を実感できる快適な生活環境を確保するうえで重要な施設であることから、着実に整備を進める。

水道については、水道事業者への支援を通じて、水道施設の老朽化、耐震化対策を推進し、安全・強靭かつ持続可能な水道の実現を図る。

生活排水処理については、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの整備を進める。

なお、公共下水道や農業集落排水等の集合処理施設については、施設の耐震化・老朽化対策及び経営基盤強化を推進するとともに、厳しい社会情勢の中、持続可能な事業運営体制の構築に向けて、施設の広域化・共同化について検討する。

一般廃棄物処理施設については、市町村一般廃棄物処理計画に定めるごみの排出抑制や分別収集その他適正処理に関する施策を安定的に実施し、地域における資源循環を促進するため、施設の整備や長寿命化を進める。

また、集落道路など集落内の生活関連施設の整備を進めるほか、他地域と比較して立ち遅れている消防救急施設の整備を促進する。

② 簡易水道、下水処理施設等の整備

簡易水道については、老朽施設の更新を含めた計画的な事業の実施に努めるとともに、簡易水道の再編（統合）整備を促進し、水源の有効利用及び安定的・合理的な給水体制を確立する。

下水処理施設については、生活排水の総合的な対策をより一層進めるために、県が策定した「生活排水ベストプラン」に基づき、市町において生活排水処理基本計画のもと、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備などを計画的・効率的に推進し、生活環境の改善と、河川、水路などの公共用水域の水質保全を図る。

③ 廃棄物処理施設の整備

一般廃棄物処理施設については、市町村一般廃棄物処理計画に定めるごみの排出抑制や分別収集その他適正処理に関する施策を安定的に実施し、地域における資源循環を促進するため、施設の整備や長寿命化を進める。

加えて、将来を見据えた、より効率的なごみ処理体制の構築に向けて、ごみ処理施設の広域化・集約化について検討する。

④ 消防・救急施設の整備等

過疎地域への財政優遇措置等を効果的に活用することにより、防火水槽や消防ポンプ自動車等の消防施設・設備の整備を促進する。

救急業務については、救急救命士の養成や、住民へのAED及び心肺蘇生法の普及啓発などにより、救急業務の高度化を推進する。

また、災害時の情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行い、安全と安心を確保するため、住民に直接情報を伝達する防災行政無線等の整備や防災情報メールの利用促進を図るとともに、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画を策定するなど、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を促進する。

病院情報の共有による搬送時間の短縮や大規模・広域災害時における応援の対応力の強化等を図るため、過疎市町を含む消防広域化重点地域の指定や整備費用の支援等を行った消防救急デジタル無線システム及びいばらき消防指令センターの共同運用を促進する。

⑤ 自然災害対策

河川については、水辺空間の利活用や景観との調和、生態系の保全などに配慮しながら、浸水被害を防止・軽減するための改修事業を推進する。

また、土砂災害対策として、土砂災害防止施設整備等のハード対策と併せ、警戒避難体制の整備を推進する。

(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

① 方針

子育て環境の確保については、保育サービスの充実、放課後の子どもの居場所づくり及びその他の子育て家庭への支援施策の充実に努める。

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進については、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年度を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進しながら、高齢者だけでなく、障害者、難病患者など、支援が必要な人を広く対象とする地域ケアシステムや在宅医療、地域リハビリテーションの仕組みを生かした茨城型のシステム構築を推進する。

さらに、県民一人ひとりが、健康への高い意識と正しい知識を持ち、健康づくりに積極的に取り組める、また、保健・医療・福祉等に関わる団体等が連携して県民の健康づくりのための活動を行える環境づくりを推進する。

② 子育て環境の確保を図るための対策

- ア 未就学児に対する教育・保育の総合的な提供を行うための認定こども園の導入推進を図るほか、病児・病後児保育や延長保育等の特別保育事業の充実を図る。
- イ 希望するすべての児童を対象に体験活動等を実施する「放課後子供教室」と日中保護者のいない家庭の児童を対象に生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の一体的、あるいは連携した取組を推進する。
- ウ 育児相談や親子の交流等を行う地域子育て支援拠点の整備を推進するとともに、子育て家庭を社会全体で応援するために協賛店舗等において実施する料金割引等のサービス優待制度（いばらき子育て家庭優待制度）の充実を図る。

③ 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- ア 介護保険制度を円滑に運営していくために、利用者本位にサービスを選択できるようサービス基盤の量的整備を進めるとともに、質的な向上を図る。
 - イ 居宅において適切な介護を受けることが困難な高齢者のため、特別養護老人ホーム等施設の整備促進を図る。また、個人の尊厳やプライバシーの確保に努め、個室・ユニットケア化を促進する。
 - ウ 市町村において、NPO、民間企業、ボランティアなど、元気な高齢者を含む多様な主体を活用しつつ、効果的かつ効率的な介護予防・生活支援サービス提供体制の構築や、介護予防の取組の機能強化が図れるよう、地域の実情に応じた体制づくりを促進する。
 - エ 認知症になっても安心して住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかに生活できるように、県民誰もが認知症について正しく理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていく体制を整備する。
- また、認知症の早期発見、適切な診断・治療を推進するとともに、介護家族に対する支援や施設等における適切な認知症ケアの提供を推進する。
- オ 老人クラブ等の活動を支援し、地域貢献活動や各種スポーツ・文化芸術などに親しむ高齢者の拡大を図る。

(7) 医療の確保

① 方針

近年の医師不足により、過疎地域における医療が十分に提供できる体制とは言えない状況であることから、「茨城県保健医療計画」に基づき、限られた医療資源を有効に活用し、地域の医療機関の役割に応じた機能の充実と連携を進め、県民誰もが安心して医療を受けられる体制を整備する。

特に、過疎地域においては、他の地域との保健医療水準の格差が大きいことから、へき地医療拠点病院、へき地診療所の施設・設備を充実させるとともに、過疎地域における無医地区対策や救急医療体制などの保健医療サービス、体制の一層の充実、強化を図る。

② 無医地区対策

県内の無医地区・準無医地区 6 市町 24 地区のうち 4 市町 17 地区が過疎地域の中に点在していることから、へき地保健医療の質を向上させるため、「第 7 次茨城県保健医療計画」(平成 30 年度から令和 5 年度の 6 か年計画) に基づく以下の施策を推進する。

- ア 県立中央病院に設置している「へき地医療支援機構」を中心に、へき地医療の企画・調整を行う。
- イ へき地医療支援機構の調整のもと、全県の各へき地医療拠点病院がへき地医療従事者の確保及び研修、へき地診療所への派遣等を行う。
- ウ ドクターヘリを活用し、へき地においても迅速に三次救急医療を受けられるよう救急搬送体制の充実を図る。
- エ 在宅医療に関わる関係機関が連携して、へき地の実情に応じた在宅医療体制の充実を図る。
- オ 無歯科医地区の住民に対する歯科保健医療の確保、充実を図る。
- カ 情報通信技術を活用した遠隔医療の推進を図る。

③ 医師確保対策

医師が著しく不足する地域については、医師修学資金貸与制度の推進や自治医科大学卒業医師の養成により、過疎地域で勤務する医師の確保を図る。

(8) 教育の振興

① 方針

児童生徒の個性の伸長や創造性の育成等を重視した多様な教育への対応と児童生徒の心身の豊かな成長を促す快適な環境づくりのため、校舎等の改築及び大規模改造や情報機器等の整備を進め、教育環境の質的な充実を図るとともに、学校の適正規模化を目指した新たな学校づくりや小規模校を存続させる取組を支援する。

ICT 教育の推進については、GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台端末等を活用した学びのイノベーションを支援することにより、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を図る。

余裕教室は、廃校施設と併せて、地域の行事や地域の人材を活用した体験授業の実施、公民館等の生涯学習施設や体験交流施設等への転用など、地域住民の交流の場や都市住民との交流拠点等としての活用を推進する。

また、公民館や図書館をはじめとする生涯にわたり学べる環境や、気軽に健康づくりに取り組める体育施設等の整備を進めるとともに、総合型地域スポーツクラブの設立・育成を推進する。

さらに、令和3年に開催される東京オリンピック・パラリンピックなどを契機として、より一層のスポーツの振興と地域の活性化を図る。

② 公立小中学校の整備・適正配置等

公立小中学校の改築及び大規模改造の実施に際しては、社会の変化や児童生徒の能力・適性等の多様化に対応し、児童生徒の学習ニーズに応えていくための施設・設備の一層の充実を図るとともに、豊かな自然環境、歴史、伝統文化等の地域の特色に配慮した施設づくりを推進する。

また、小中学校の適正規模・適正配置等について市町村に対して積極的な情報提供に努めるとともに、統合後の学校に対する教職員の加配や遠距離通学対策支援及び小規模校に対する教職員の加配などにより、学校の適正配置等を促進する。

③ 集会施設、体育施設、生涯学習施設の整備等

県生涯学習センターとの連携を促進し、公民館やコミュニティセンター等において、移動講座の開設や学習情報の提供を行い、地域の生涯学習を推進する。

図書館については、地域の実情に即した整備・利用、若しくは公民館図書室等の充実を図る。

体育施設については、各市町の人口規模等の実情に応じて運動公園、体育館、プール等の諸施設の整備を進めるとともに、各施設の広域的な相互利用を推進する。

また、総合型地域スポーツクラブの活動の充実を図るとともに、クラブ未創設市町における創設に向けた取組を支援する。

なお、これらの各施設の有効利活用を図るため、施設間のネットワークや施設利用に関する広域広報活動の強化を進める。

(9) 集落の整備

① 方針

人口減少による空き家や空き店舗の増加、公共交通の利便性低下など日常生活の維持が困難な集落等においては、集落の機能を維持し、中長期的に持続可能な集落とするため、生活環境基盤の整備はもとより、基幹集落の機能強化・複数集落のネットワーク化、住民等の自発的・自主的な取組の支援、継続的な交流居住に係る取組の推進等による交流人口の拡大など、ハード及びソフト両面から集落の整備・活性化を促進する。

② 集落機能の維持・活性化

集落の機能と活力を維持するため、情報通信技術や空き家等の有効活用、低廉で魅力ある住宅団地の整備促進などに加え、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」等の地域振興を担う人材の確保に努めるとともに、若者や女性の定住促進、東京圏等からの移住・二地域

居住の促進に積極的に取り組む。

また、住民からの集落移転要望が具体化した場合は、集落再編のための居住環境を整備するなど適切な対策を講じる。

③ 生活支援サービスの維持・確保

人口減少や少子高齢化の急激な進展に伴い、地域住民の生活に必要なサービスの維持が困難となってきていることから、地域の特性やニーズに応じた買物支援等の生活支援サービスの維持・確保を図る。

(10) 地域文化の振興等

① 方針

本県の過疎地域には、西金沙神社や東金沙神社に伝わる田楽舞をはじめ、利根地固め唄、霞ヶ浦の帆引網漁の技術、あんば囃子などの貴重な民俗文化財や、西の内和紙、国寿石大子硯などの伝統工芸品等が多数存在している。これらの民俗文化財や工芸技術等の伝統文化の保存・継承を図るとともに、これらを活用した個性豊かな地域づくりを促進する。

また、地域に埋もれた文化的資源の発掘や新しい地域文化の創造活動の促進、優れた文化に接する機会の創出等を図るとともに、地域文化の積極的な情報発信に努める。

② 地域文化の振興等に係る施設の整備

伝統文化の伝承・展示施設や歴史的資源を生かした公園等の整備を推進するとともに、多様な文化活動の場の充実を図るため、公的施設の有効利用や既存施設のレベルアップ・弾力的運用などに努める。

(11) 再生可能エネルギーの利用の推進

① 方針

脱炭素社会の実現に向けて、発電時に温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーについては、地域と共生した形で最大限の導入を推進する。特に、地域に根差したエネルギー資源を活用し、地域経済の活性化や非常時のエネルギー供給に有効な地産地消型の再生可能エネルギーの導入を促進する。

② 関連技術のイノベーション創出

産業振興及び地域住民の生活向上に資するため、県内の研究機関やモノづくり産業の集積、太陽光をはじめとする再生可能エネルギー供給のポテンシャル等を活かした、再生可能エネルギー関連技術のイノベーション創出に取り組む。

(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項

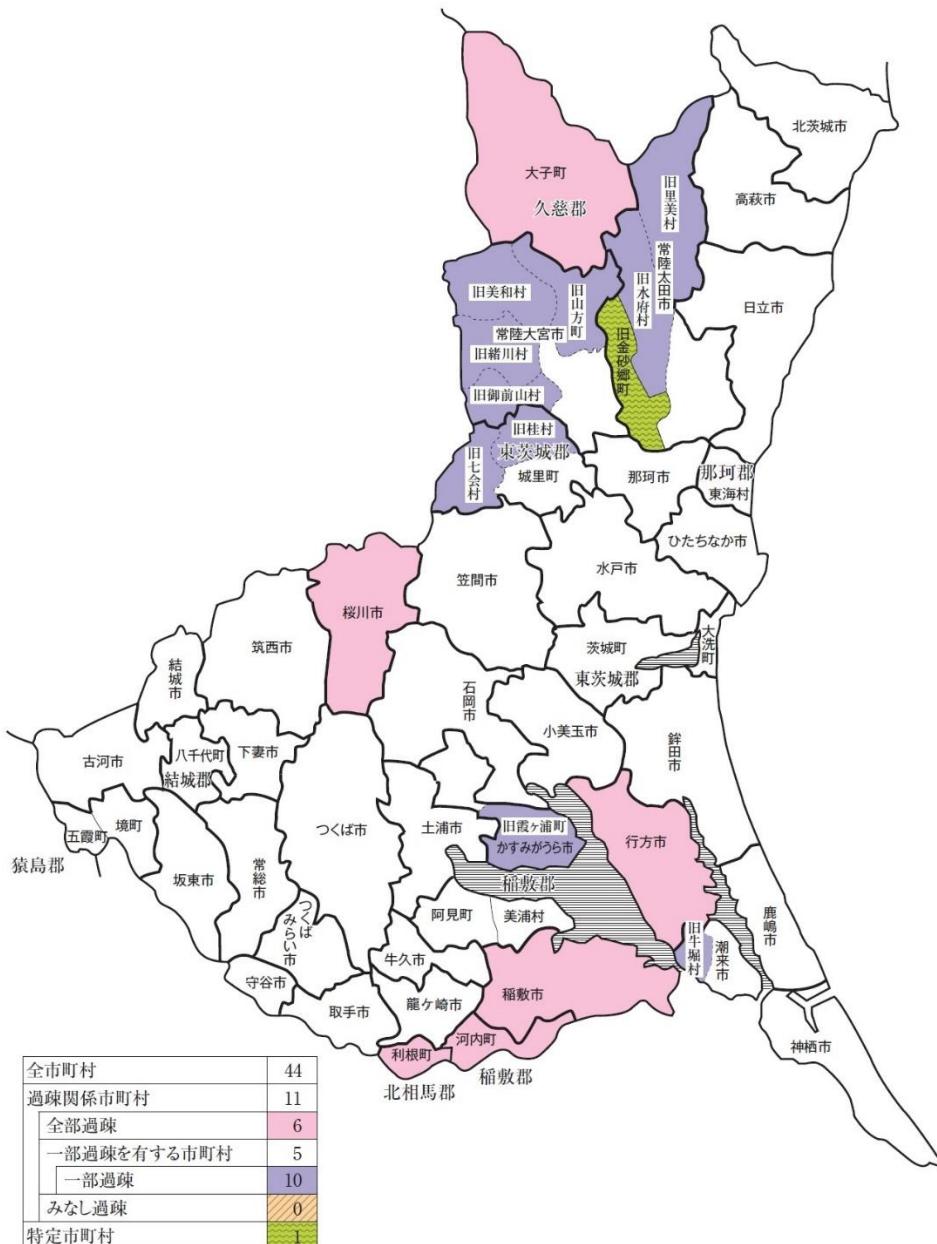
住民の生活圏の広域化やニーズの多様化が進む中、介護保険関連施設をはじめとした医療・福祉施設の配置やサービス体制の整備、ごみ処理施設の整備、教育機関の適正配置、さらに災害時の防災体制の整備など、さまざまな課題に対応するとともに、市町村域を超える

た広域的な公共施設の相互利用やサービス体制の整備、情報の共有や共同発信などの取組を促進する。

(13) 過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助

「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて、「新しい豊かさ」、「新しい安心安全」、「新しい人財育成」、「新しい夢・希望」の4つのチャレンジを柱とした「挑戦する政策」等を展開していくため、市町村の区域を越える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行い、効果効率的に政策・施策を推進する。

茨城県の過疎地域



区分	区域
全部過疎区域(法第2条)	稲敷市、桜川市、行方市、大子町、河内町、利根町
一部過疎区域(法第3条)	常陸太田市(旧水府村、旧里美村)、潮来市(旧牛堀町)、常陸大宮市(旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村)、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町)、城里町(旧桂村、旧七会村)
経過措置を受ける区域 (法附則第7条)	常陸太田市(旧金沙郷町)

財政力指数

	H22	H27	H30	R1	R2
常陸太田市	0.43	0.41	0.42	0.41	0.41
潮来市	0.54	0.49	0.50	0.51	0.50
常陸大宮市	0.48	0.44	0.43	0.43	0.43
稻敷市	0.58	0.54	0.50	0.50	0.50
かすみがうら市	0.65	0.63	0.61	0.61	0.61
桜川市	0.51	0.49	0.49	0.49	0.49
行方市	0.46	0.43	0.43	0.44	0.44
城里町	0.40	0.37	0.37	0.37	0.38
大子町	0.33	0.32	0.33	0.33	0.33
河内町	0.41	0.37	0.37	0.37	0.37
利根町	0.50	0.43	0.43	0.43	0.43
県平均	0.75	0.70	0.70	0.71	0.71

人口の推移

	S50 (人)	S55 (人)	H2 (人)	H7 (人)	H27 (人)	R2 (人)	H27 /S50 (%)	H27 /H2 (%)	R2 /S55 (%)	R2 /H7 (%)
旧金砂郷町 (常陸太田市)	11,310	10,724	10,424	10,717	9,936	9,117	▲ 12.1	▲ 4.7	▲ 15.0	▲ 14.9
旧水府村 (常陸太田市)	8,284	7,702	7,031	6,725	4,598	3,973	▲ 44.5	▲ 34.6	▲ 48.4	▲ 40.9
旧里美村 (常陸太田市)	5,507	5,097	4,679	4,538	3,239	2,758	▲ 41.2	▲ 30.8	▲ 45.9	▲ 39.2
旧牛堀町 (潮来市)	6,837	6,792	6,418	6,232	5,233	4,642	▲ 23.5	▲ 18.5	▲ 31.7	▲ 25.5
旧御前山村 (常陸大宮市)	5,356	5,205	4,965	4,753	3,635	3,192	▲ 32.1	▲ 26.8	▲ 38.7	▲ 32.8
旧山方町 (常陸大宮市)	9,864	9,407	8,780	8,536	6,374	5,633	▲ 35.4	▲ 27.4	▲ 40.1	▲ 34.0
旧美和村 (常陸大宮市)	6,151	5,796	5,283	4,962	3,434	2,955	▲ 44.2	▲ 35.0	▲ 49.0	▲ 40.4
旧緒川村 (常陸大宮市)	5,775	5,401	5,105	4,867	3,528	3,083	▲ 38.9	▲ 30.9	▲ 42.9	▲ 36.7
稻敷市	41,418	43,257	45,326	51,652	42,810	39,039	3.4	▲ 5.6	▲ 9.8	▲ 24.4
旧江戸崎町	12,176	13,089	14,638	20,022	16,896	15,563	38.8	15.4	18.9	▲ 22.3
旧新利根町	8,591	8,798	9,177	10,530	8,653	7,752	0.7	▲ 5.7	▲ 11.9	▲ 26.4
旧桜川村	7,866	8,110	8,060	7,871	5,964	5,362	▲ 24.2	▲ 26.0	▲ 33.9	▲ 31.9
旧東町	12,785	13,260	13,451	13,229	11,297	10,362	▲ 11.6	▲ 16.0	▲ 21.9	▲ 21.7
旧霞ヶ浦町 (かすみがうら市)	17,152	17,821	18,674	19,067	15,513	14,564	▲ 9.6	▲ 16.9	▲ 18.3	▲ 23.6
桜川市	50,333	51,171	51,880	51,972	42,632	39,122	▲ 15.3	▲ 17.8	▲ 23.5	▲ 24.7
旧岩瀬町	22,329	22,884	23,209	23,487	19,614	18,077	▲ 12.2	▲ 15.5	▲ 21.0	▲ 23.0
旧真壁町	20,685	20,837	20,833	20,721	16,668	15,159	▲ 19.4	▲ 20.0	▲ 27.2	▲ 26.8
旧大和村	7,319	7,450	7,838	7,764	6,350	5,886	▲ 13.2	▲ 19.0	▲ 21.0	▲ 24.2
行方市	42,476	42,660	42,990	42,390	34,909	32,185	▲ 17.8	▲ 18.8	▲ 24.6	▲ 24.1
旧麻生町	18,194	18,155	17,774	17,286	13,541	12,520	▲ 25.6	▲ 23.8	▲ 31.0	▲ 27.6
旧北浦町	10,921	10,954	11,107	10,920	9,086	8,249	▲ 16.8	▲ 18.2	▲ 24.7	▲ 24.5
旧玉造町	13,361	13,551	14,109	14,184	12,282	11,416	▲ 8.1	▲ 12.9	▲ 15.8	▲ 19.5
旧桂村 (城里町)	6,896	6,850	6,688	6,949	5,767	5,212	▲ 16.4	▲ 13.8	▲ 23.9	▲ 25.0
旧七会村 (城里町)	3,015	2,892	2,711	2,621	1,867	1,596	▲ 38.1	▲ 31.1	▲ 44.8	▲ 39.1
大子町	30,866	29,524	27,067	25,604	18,053	15,736	▲ 41.5	▲ 33.3	▲ 46.7	▲ 38.5
河内町	11,657	11,516	11,201	11,726	9,168	8,231	▲ 21.4	▲ 18.2	▲ 28.5	▲ 29.8
利根町	9,504	14,378	20,511	20,202	16,313	15,340	71.6	▲ 20.5	6.7	▲ 24.1
過疎地域計	272,401	276,193	279,733	283,513	227,009	206,378	▲ 16.7	▲ 18.8	▲ 25.3	▲ 27.2
県	2,342,198	2,558,007	2,845,382	2,955,530	2,916,976	2,867,009	24.5	2.5	12.1	▲ 3.0

※ 出展：国勢調査